

解県様式第 1

申請者が使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

法第 62 条第 1 項第 2 号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注 1）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注 2）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 法第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注 3）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人（注 3）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注 1）主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

注 2）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注 3）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

（1）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

年 月 日

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

事業計画書及び収支見積書（様式 1）

年 月 日現在作成

1 - 1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車等）を含む。）

(フロー概略図を添付)						
業務時間	:	~	:	従業員数	人	休業日

1 - 2. 使用済自動車等の受入実績及び計画

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

1 - 3. 解体実績

年 度	__年度実績 (3年前)	__年度実績 (2年前)	__年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼動日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1 - 4. 解体能力

1 日 当 処 理 能 力	稼 動 予 定 日 数	年 間 処 理 能 力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	(台)	保管量の上限	(台)
現在保管量	(台)	現在保管量	(台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1-6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 (年)		今年度の見込み	
		(決算月 (月))		(決算月 (月))	
		年 度	(1台当)	年 度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ=ア-イ-ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))				
経常利益	キ=オ+カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること

事業計画書及び収支見積書（様式 2）

（保管基準を超えて保管している場合に作成する必要あり）

年 月 日現在作成

2 - 1 . 不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画

保管量の上限を超過している廃棄物の種類（すべて記載）（注）	
保管量の上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の住所及び名称	
搬出先での処理方法	
年間搬出量（種類別）	
過去 1 年間の年間実績（種類別）	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善に係る予定費用	搬出費用 円 処分費用 円 販売費用 円 計 円
改善に係る資金の調達先	

（注）使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

2-2. 詳細収支見積書

I 総括表

	単位	
自動車解体業による利益 (Ⅱ表ア)	千円	
保管解体自動車に係る処分費用 (Ⅱ表イ)	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
(上記が借入金の場合の借入金先)		

II 収益の計算書

		単位	
有用部品売却益 (1台当平均)	A	円	
使用済自動車等引取料金 (1台当平均)	B	円	
販売費及び一般管理費 (1台当平均)	C	円	
新規引取自動車年間処理台数	D	台	
新規引取自動車当利益	$E = (A - B - C) * D$	千円	
保管使用済自動車年間処理台数	F	台	
保管使用済自動車等利益	$G = (A - C) * F$	千円	
自動車解体業による利益	ア H = E + G	千円	
保管解体自動車に係る処分費用	イ I	千円	

III 単価 (1台当平均) の算出方法

有用部品売却益	→ⅡのAへ	
使用済自動車等引取収入	→ⅡのBへ (注)	
販売費及び一般管理費	→ⅡのCへ	

(注) 1. 有償による引取りを想定しているが、処分料を徴収して引き取っている場合はマイナスで計上する。

2. 過去直近3年の決算書 (個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書) を添付する。

2-2 詳細収支見積書（続き）

項 目		直近期の実績 (千円)	備 考
収入	有用物売却収入		※主な内訳下記のとおり
	1		前年販売単価 ()
	2		前年販売単価 ()
	3		前年販売単価 ()
	4		前年販売単価 ()
	5		前年販売単価 ()
	エアバッグ類回収料金		前年引渡件数 () 件
	廃棄物収集運搬手数料		前年輸送台数 () 台
使用済自動車処分手数料（注）		前年受託実績 () 台	
支出	使用済自動車引取費用（注）		前年引取台数 () 台
	廃棄物処分委託料（計）		
	鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池		
	タイヤ		
	廃油		
	廃液		
	蛍光管		
	解体済自動車		
	（種類）		
	（種類）		
	（種類）		
	その他の廃棄物		

- (注) 1. 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。
 2. 直近年について作成すること。
 3. 使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、使用済自動車を買取っている場合は支出欄に記入すること。

2-3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車輛			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注) 前年度の決算書（貸借対照表を含む。）を添付する場合は、作成不要

【事業計画書及び収支見積書の記入要領】

〈趣旨〉

事業計画書及び収支見積書は、事業全体の流れがわかる内容とし、破碎作業等に係る実績や計画、事業から発生する廃棄物や回収する有価物の量、収支の状況などが把握できるものとする。

1-1. 事業の全体計画

【作成年月日】

- ・ 作成年月日は申請や届出の日と同日とし、確実に記入すること。

【事業の全体計画】

- ・ 引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記入する。
- ・ 有用物回収品目、発生廃棄物についても記入する。
- ・ 各工程に係る作業人員数や時間について、記載されたフロー概略図も添付する。

1-2. 使用済自動車の引取実績及び計画

- ・ 許可取得後の年間計画は過去の実績と照らし合わせ、妥当な計画とすること。

1-3. 解体実績

- ・ 同一年度に受入れを行った実績と照らし合わせて妥当なものとする。

1-5. 保管の状況

- ・ 事業所以外の場所での上限（ ）は、許可申請書に記載された「解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合」欄に記入した保管量の上限と同一とすること。
- ・ 保管量の上限は、許可申請書に記載された上記の保管量の上限と「事業の用に供する施設」欄に記入した保管量の上限の合計と整合性を取ること。

1-6. 年間収支見積書

- ・ 使用済自動車又は解体自動車の保管が、保管基準に沿って適切に保管されている場合にあっては、本表の提出をもって収支見積書の提出とする。
- ・ 自動車リサイクル法に関する事業についての収支を記載する。また、他の事業を行っている関係から当該事業分だけを記載できない場合は、おおよその按分により記入する。
- ・ 負債総額は法人としての金額を記入する。

※ 不適正に大量に保管している場合は、解県様式第2-2を提出すること。「不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画」において、当該自動車の撤去について確認。

様式第 5 (第 5 5 条関係)

許 可
解体業 申請書
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

青森県知事 殿

(郵便番号)

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 1 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は解体業の許可 (他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

(備考)

--	--

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 3 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 4 「従業員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 5 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※手数料欄（青森県収入証紙貼付）

手数料額

申請区分	手数料
解体業 新規許可申請	78,000円
解体業 更新許可申請	70,000円

解体業変更届出書

年 月 日

青森県知事 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

解体業廃止届出書

年 月 日

青森県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた解体業を廃止したので、使用済自動車の資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出します。

記

1 解体業を廃止した許可を受けた者

2 廃止の理由